

福岡市商店街高度化支援事業補助金交付要綱

（通則）

第1条 商店街高度化支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、福岡市中小企業振興条例（平成29年福岡市条例第46号。以下「条例」という。）第15条、福岡市中小企業振興条例施行規則（平成29年福岡市規則第80号。以下「施行規則」という。）第6条及びこの要綱に定めるもののほか、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号。以下「補助金規則」という。）に定めるところによる。

（目的）

第2条 この要綱は、本市の地域経済の活性化に重要な役割をもつ商店街等において取り組まれる安全・安心、利便性、魅力の向上及び地域コミュニティの活性化等のためのハード事業に対し、本市が補助金を交付することで、地域経済の振興発展につなげることを目的とする。

（定義）

第3条 この要綱において使用する用語は、条例、施行規則及び補助金規則において使用する例による。

- 2 この要綱において「商店街等」とは、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第1号の事業協同組合並びに商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条第1項の商店街振興組合及び商店街振興組合連合会並びに福岡市中小企業振興条例取扱要綱（平成29年）第3条第1項第3号及び第4号の団体であって、福岡市の区域内にその主たる事務所又は事業所を有するもの及びその連合体をいう。

（補助対象事業）

第4条 補助金を交付する対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、施行規則第6条に定めるとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付が不相当と認められるものは、補助金を交付しない。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付対象となる経費は、補助対象事業の実施に必要な経費とする。

（補助対象者）

第6条 この要綱に基づき、補助金の交付の対象となる者（以下、「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも適合する商店街等とし、公募により募集する。

- （1）役員が福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- （2）本市の市税に係る徴収金（市税及び延滞金等）を滞納していないこと。
- （3）福岡市が条例、規則、要綱等に基づき交付する補助金、交付金、助成金等であって、当該補助事業の実施に要する同一の経費に係るものについて交付を受けていない、又は受けたことがないこと。

- (4) 宗教の教義を広め、儀式行為を行い、及び信者を教化育成することを目的としないこと。
- (5) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的としないこと。
- (6) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的としない事業
- (7) 市長が補助金の交付の対象として適当であると認めること。

(補助対象期間)

第7条 補助の対象期間は、交付決定の日から当該年度の3月31日までとする。

(交付申請)

第8条 申請者は、規則第10条に定める申請書を提出するにあたって当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金の仕入れに係る消費税相当額が明らかでない場合については、この限りではない。

(実績報告)

第9条 前条ただし書きに基づき交付の申請をした補助事業者は、補助金規則第14条に定める実績報告書を提出するに当たって、本補助金の仕入れに係る消費税相当額が明らかになった場合には、これを補助額から減額して報告しなければならない。

2 前条ただし書きに基づき交付の申請をした補助事業者は、補助金規則第14条に定める実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金の仕入れに係る消費税相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合は、その金額が減額した額を上回る部分の金額）を消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

(財産の処分制限)

第10条 補助事業者は、補助事業により取得若しくは効用の増加した財産（以下、「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、かつ補助金の交付の目的に従ってその効率的運営を図らなければならない。

2 取得財産等のうち補助金規則第22条第2号の規定により市長が定める処分を制限する財産は、購入又は製作する機械装置、器具、工具で、取得価格及び効用の増加価格が1個50万円以上のものとする。

3 補助事業者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める資産ごとの耐用年数までに処分しようとするときは、財産処分承認申請書を市長に提出し、承認を受けなければならない。

4 市長は、前項の規定により、補助事業者が取得財産等の処分をすることにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることができるものとする。

(暴力団の排除)

第 11 条 市長は、暴排条例第 6 条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、申請者が暴排条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員もしくは暴排条例第 6 条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者に該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

3 市長は、補助事業者が前項に該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、補助対象者又は補助事業者に対し、当該補助対象者又は補助事業者の役員の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

5 前項の個人情報の提出は、別記様式によるものとする。

(委任)

第 12 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(この補助金の失効)

2 この要綱は、令和 7 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(この補助金の失効)

2 この要綱は、令和 11 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。